東太美地域づくり協議会　会則

第１章　総　則

（名　称）

第１条　本会は、東太美地域づくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第２条　協議会の事務所は、東太美交流センター内（南砺市土生新５２２番地３）に置く。

（目　的）

第３条　協議会は、東太美地区の自治全般の円滑な運営を図るとともに、住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、生活環境の保持・改善に努力し、文化・福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

（事　業）

第４条　協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（１）諸課題に関する意見・要望等の処理や地区内の連絡調整などに関する事業

（２）防災や防犯・交通安全など地区の安全安心に関する事業

（３）福祉と健康に関する事業

（４）生涯学習や文化・スポーツ振興などに関する事業

（５）子育てや父母と教師の会活動など青少年育成に関する事業

（６）地区内の環境整備等に関する事業。

（７）地域住民相互の情報交換及び交流・親睦に関する事業

（８）その他目的達成に必要な事業

第２章　組　織

（組　織）

第５条　組織は、別表１に定める東太美地域づくり協議会組織表のとおりとする。

２　協議会の会員は、東太美地区に居住する住民及び地区内を活動範囲とする各種団体等とする。

３　協議会の活動には、年齢及び男女に関係なく、会員誰もが参加できるものとし、積極的な参加の促進に努める。

（役　員）

第６条　協議会に、次の役員を置く。

（１）会　長　　１名

（２）副会長　　１名
（３）委　員　１７名以内
（４）監　事　　２名

（役員の選出）
第７条　会長、副会長は、運営委員会で推薦し、総会において選任する。
２　委員は、各区長・自治会長をもって充て、監事は民生委員児童委員の代表及び福寿会会長が行う。

（役員の任務）
第８条　会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
３　委員は、運営委員会を組織し、この会則に定める事項を審議する。
４　監事は、協議会の会計及び会務を監査し総会に報告する。

（役員の任期）
第９条　役員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、各委員の任期は各自治会の在任期間とする。
２　役員の任期中に異動が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（顧問および参与）
第１０条　本会に顧問及び参与を置くことができる。
２　顧問は、東太美地区選出または推薦の南砺市議会議員がこれにあたる。
３　参与は、東太美駐在署員、前東太美自治振興会長並びに東太美地区選出または推薦の前市議会議員がこれにあたる。
４　会長が特に必要と認めたとき、前項の他に参与を委嘱できる。
５　顧問および参与は、本会の会議に出席し、協議会の事務および事業の執行に意見を述べることができる。

（事務局等）
第１１条　協議会に次の職員を置き、会長が任命する。
（１）交流センター管理者　　１名
（２）地域指導員　　若干名
（３）生涯学習リーダー　　１名
（４）福祉活動リーダー　　１名

（事務局等の任務）

第１２条　交流センター管理者は、施設の維持管理及び施設の使用承認、各専門部会活動の運営や庶務会計等の事務処理、地域指導員の指導監督、関係機関及び団体との調整等を行う。
２　地域指導員は、交流センター管理者の補佐、協議会全体の庶務・経理等に関する業務を行う。
３　生涯学習リーダーは、生涯学習事業の企画・開催や各種研修会・会議への参加等に関する業務を行う。
４　福祉活動リーダーは、社会福祉事業の企画・開催や各種研修会・会議への参加等に関する業務を行う。

第３章　会　議

（会　議）
第１３条　協議会の会議は、総会、運営委員会及び専門部会とする。

（会議の招集）
第１４条　総会、運営委員会は、会長が招集し、専門部会は部会長が招集する。

（総　会）
第１５条　総会は、協議会の最高議決機関であって、第５条第１項に定める組織表のメンバーを持って構成し、毎年１回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合には、その都度臨時総会を開催することができる。
２　総会は次の事項を審議し、出席者の過半数をもって議決する。
（１）協議会の事業計画及び予算に関すること。
（２）協議会の事業報告及び決算を承認すること。
（３）総会で提案された事項
３　議長は会長が行い、総会の議事進行を行う。
４　書記１名、議事録署名人２名は議長が指名する。
５　書記は総会の議事について、会議の運営状況、発言内容、議事の進行等を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人２名の署名押印を得なければならない。なお、議事録は事務局が保管管理する。

（運営委員会）
第１６条　運営委員会は、役員をもって構成し、次の事項について審議する。
（１）総会に付議する事項
（２）各専門部会からの提案事項
（３）その他必要な事項

（専門部会）

第１７条　専門部会は、住民および地区内の各種団体の選出からなる部員をもって構成する。

２　専門部会は第４条に規定する事業を企画、調整、運営実行を行うため、次の３部会とし、その主たる事業内容は次のとおりとする。

（１）地域づくり部会

住民自治事業、防災、防犯、その他地域課題の検討及びその解決に関する事業

（２）生涯学習子育て部会

生涯学習、文化活動、体育振興、子育て等に関する事業

（３）地域福祉部会

地域福祉、健康福祉等に関する事業

３　第１項で選出された部員は、別表２の部会に所属するものとする。各部会は、部会長１名及び副部会長若干名をそれぞれ互選により選出する。

第４章　会　計

（経　費）

第１８条　協議会の経費は、会費・負担金・交付金・補助金及びその他の収入をもって充てる。

２　総会で決議された予算の範囲内において、運営委員会の承認により、予算の使途の変更及び流用をすることができる。

（会計年度）

第１９条　協議会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（情報等の公開）

第２０条　協議会の事業計画や予算及び事業報告や決算について、広報等をもって会員に周知する。

（その他）

第２１条　この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が総会に諮り別に定める。

附　則

この会則は、平成３１年４月２０日から施行する。

この会則は、令和　２年４月１８日から施行する。